

福岡県職業能力開発審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 福岡県職業能力開発審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定期刻までに、事務局係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、その他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に審議会長が認めた場合はこの限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを行なわない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。